

令和4年12月23日（金）

津島市健康福祉部福祉課（渡邊、古田）

電話番号 0567-24-1115（ダイヤルイン）

## 『津島おでかけタクシー』来月10日に利用スタート！ ～料金半額でタクシーを高齢者・障がい者・妊産婦の新たな足に～

高齢者の方、障がいのある方、妊産婦の方が、半額でタクシーをご利用いただける「津島おでかけタクシー」の利用が令和5年1月10日（火）からスタートします。

通院や買い物などの日常的な外出を支援することで、高齢者の免許返納やフレイル（高齢者の心身の様々な機能が弱ること）予防の促進にもつなげます。

### 1 対象者

高齢者（75歳以上）

障がい者（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者）

妊産婦（妊婦、出産後1年未満の産婦）

※いずれも津島市民の方

### 2 利用できるタクシー事業者（タクシー名）

名鉄西部交通(株)（名鉄タクシー）

日の丸タクシ(株)（日の丸タクシー）

(株)玉利タクシー（玉利タクシー）

名古屋近鉄タクシー(株)（名古屋近鉄タクシー）

### 3 利用範囲

市内全域とJR永和駅、JR蟹江駅（出発地又は目的地のどちらかが自宅であること）

### 4 利用時間

午前8時30分～午後7時（土・日・祝日も利用可）

### 5 利用者負担

「タクシー運賃＋お迎え料金」の半額（10円未満切り上げ）

## 6 利用方法等

- (1) 利用の際には利用登録証が必要です。
- (2) タクシーを利用の際は、事前にタクシー会社への予約が必要です。なお、駅の待機タクシーなどの利用も可能です。
- (3) 通院後に薬局でお薬を受け取る場合など、一時的な立ち寄りも可能です。  
(1回程度、10分目安)
- (4) 付き添い者の同乗も可能です。
- (5) 利用回数に上限はありません。

## 7 利用登録証の発行

- (1) 市役所1階の福祉課及び高齢介護課、総合保健福祉センター2階の健康推進課で申請を受け付けています。なお、代理の方や郵送でも申請が可能です。
- (2) 利用登録証の申請には、登録者ご本人の顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）、本人確認書類、事業の対象者であることの確認書類（後期高齢者医療保険証、障害者手帳、母子健康手帳）が必要です。

## 8 参考

利用登録者数 1,600人（令和4年12月20日現在）

